

雲仙市宿泊税システム整備費補助金交付要綱

令和8年9月28日
雲仙市告示第105号

(目的)

第1条 この告示は、本市における宿泊税の導入に伴う宿泊事業者のシステム整備を支援し、宿泊事業者の事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図るため、旅館業又は住宅宿泊事業を営む者に対し、予算の定める範囲内において、雲仙市宿泊税システム整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、雲仙市補助金等交付規則（平成17年雲仙市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、次項に定めるもののほか、雲仙市宿泊税条例（令和8年雲仙市条例第2号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。

2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) レジシステム 宿泊に伴って発生する料金、宿泊者数等を管理するシステムをいう。

(2) システム整備 宿泊税の導入に伴うレジシステムの整備をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象事業者」という。）は、旅館業又は住宅宿泊事業を営む者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象事業者が行うシステム整備に係る事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する次に掲げる経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。以下「補助対象経費」という。）とする。この場合において、補助対象経費の算定は、宿泊施設ごとに行うものとする。

(1) レジシステムの改修又は構築に係る経費

(2) ハードウェア及びソフトウェアの購入に係る経費

(3) 委託に係る人件費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象経費としない。

(1) 経常的経費

(2) 補助対象事業者に係る人件費、交際費、交通費、宿泊費又は飲食費

(3) 他の補助金等の交付の対象となっている経費

(4) その他社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を上限とする。

(交付の申請)

第7条 規則第18条の規定により、補助金の交付の申請は、規則第3条の補助金等交付申請書に代えて、雲仙市宿泊税システム整備費補助金交付申請書（様式第1号）を用い

るものとする。

- 2 規則第3条に規定する市長が別に定める期日は、令和9年1月31日とする。
- 3 規則第3条第1号に規定する事業計画書は、雲仙市宿泊税システム整備費補助金事業計画書（様式第2号）とする。
- 4 規則第3条第4号の市長が必要と認める書類は、システム整備に係る見積書の写しとする。
- 5 規則第3条ただし書の規定により、同条第2号の収支予算書の添付は、省略する。
（補助対象事業の変更）

第8条 規則第6条第1項ただし書の軽微な変更は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- （1） 補助金の交付の目的の達成及び既に交付の決定を受けた事業計画に基づく補助対象事業の遂行に支障のない範囲の変更であること。
 - （2） 補助対象経費の総額の2割以内の変更であって、補助金の増額を伴わないものであること。
- 2 規則第6条第1項の別に定める書類は、雲仙市宿泊税システム整備費補助金事業変更書（様式第3号）とする。

（実績報告）

第9条 規則第9条の別に定める期日は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和9年3月5日のいずれか早い日とする。

- 2 規則第18条の規定により、補助対象事業の実績報告は、規則第9条の補助事業等実績報告書に代えて、雲仙市宿泊税システム整備費補助金事業完了報告書（様式第4号）を用いるものとする。

- 3 規則第9条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- （1） 事業の内容を明らかにする報告書、経費の内訳等
- （2） 補助対象事業の実施結果が確認できる関係書類（完了報告書、マニュアル、納品書、写真等）
- （3） 補助対象経費に係る関係書類（契約書、見積書、請求書、領収書等）の写し
（財産の処分の制限）

第10条 規則第15条ただし書の別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）で定める耐用年数とする。

- 2 規則第15条第2号及び第3号の別に定めるものは、省令で定める資産とする。

（委任）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この告示の廃止前に規則第4条第1項の規定による交付の決定をした補助金に係る処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。